

【国公立】令和7年度 熊本県奨学のための給付金追加募集案内

- 給付金は支給されるものであり、返還の必要はありません。
- 奨学金や就学支援金と一緒に利用することができます。

※前倒し給付を受けられた方も、7月以降の給付はあらためて申請が必要です。

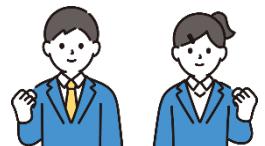
1 給付対象者

令和7年7月1日（基準日）時点で、次の要件すべてに該当する世帯が対象です。

要件	
保護者	<input type="checkbox"/> 次のいずれかの世帯 ①高校生等生徒本人が生活保護（生業扶助）を受けている世帯 ②非課税世帯（道府県民税所得割及び市町村民税所得割） ③105,500円未満（道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計） の世帯（生徒が専攻科のみ） ④264,500円未満（道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計） かつ扶養する子が3人以上いる世帯（生徒が専攻科のみ）
	<input type="checkbox"/> 熊本県内に在住
生徒	<input type="checkbox"/> 高等学校等就学支援金の対象校に在学している <input type="checkbox"/> 児童福祉法の措置費等の支給を受けていない



給付：申請口座へ振込



対象者：1, 2, 3年生

2 給付金額

世帯区分		学校区分	金額
ア	高校生等本人が生活保護（生業扶助）を受けている世帯	全日制・定時制	32,300円 (24,225円)
イ	非課税世帯（道府県民税所得割及び市町村民税所得割）	全日制・定時制	143,700円 (107,775円)
ウ	非課税世帯（道府県民税所得割及び市町村民税所得割）	通信制	50,500円 (37,875円)
エ	非課税世帯（道府県民税所得割及び市町村民税所得割）	専攻科	50,500円 (37,875円)
オ	105,500円未満（道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計） の世帯（世帯区分工の世帯を除く）	専攻科	10,100円 (7,575円)
カ	264,500円未満（道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計） かつ扶養する子が3人以上いる世帯（世帯区分工及びオを除く）	専攻科	10,100円 (7,575円)

（ ）内の金額は、前倒し給付を受けた場合の金額になります。

専攻科のオ・カ以外の課税世帯は対象外です。

※ただし、保護者等の収入が激減している場合は、家計急変による申請ができる場合があります（別紙参照）。

3 申請書類

書類名	世帯区分		
	生活保護 (ア)	非課税 (イ、ウ、エ)	課税 (オ、カ)
熊本県奨学のための給付金申請書	○	○	○
通帳の写し(コピー) ※金融機関、支店、預金種類、口座番号、口座名義フリガナが記載されている見開きページ	○	○	○
保護者全員の「所得確認書類」※4を参照ください。	-	○	○
生徒本人の生活保護(生業扶助)受給に関する証明書	○	-	-
在学証明書	熊本県外の公立学校の場合のみ		
その他の書類(委任状等)	申請者と振込口座名義が異なる場合等		

4 所得確認書類

保護者等全員分の**令和7年度の道府県民税所得割額**及び**市町村民税所得割額**が確認できる書類のうち次の①～⑤のいずれか1つ

	所得確認書類
①	「マイナンバーカードの写し」、「個人番号カード(写)等貼付台紙」、「調査等同意書」
②	「マイナンバーが記載された住民票等の写し」、「個人番号カード(写)等貼付台紙」、「調査等同意書」
③	「令和7年度 課税・所得証明書」(市町村役場で発行)※世帯分 (市町村役場で発行)
④	「令和7年度 特別徴収額の決定・変更通知書」(勤務先から配付)
⑤	「令和7年度 納税通知書」(自営業の場合に市町村から送付)

- ① ②のマイナンバーで申請されても、情報連携を許可していないなど照会エラーとなった場合は課税証明書等の提出を求めることができますので御了承ください。

5 申請期限・提出先・問合せ先

【県内の高等学校等に在籍する場合】

提 出 期 限	令和7年10月17日（金）	
提 出 先	小川工業高等学校	担当：深水（ふかみ）
連 絡 先	0964-43-1151	

※保護者等が県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

各都道府県の問い合わせ先は、文部科学省HPに掲載されています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

【県外の高等学校等に在籍する場合】

令和7年10月31日（金）までに、熊本県庁高校教育課修学支援班へ提出してください。

〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県教育庁県立学校教育局 高校教育課 修学支援班 「奨学のための給付金」担当
TEL 096-333-2675

◆申請書類は熊本県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/9171.html>

奨学のための給付金 Q & A

Q 1 申請したら必ず全員に給付されますか？

A 1 給付要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、交付を決定した場合に給付されます。

Q 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？

A 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。市町村が発行する課税証明書等で確認することができます。

県民税	均等割額		市民税額	均等割額	
	所得割額			所得割額	

Q 3 確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？

A 3 確定申告をしていない場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受けるか、もしくは同様の手続きを行いマイナンバーでの申請を行ってください。

Q 4 課税証明書等又はマイナンバーは同居している祖父母等も必要ですか？

A 4 原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等の課税証明書等又はマイナンバーは必要ありません。親権者が父母の場合は2名分のみ提出してください。

Q 5 保護者等が海外赴任のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A 5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、給付対象外です。

Q 6 休学している場合は給付金の対象になりますか？

A 6 給付金が交付される年度の4月から3月まで（入学年度においては入学日の属する月から3月まで）の1年間休学する場合を除き、給付金の対象となります。

Q 7 退学した場合は給付金を返還する必要がありますか？

A 7 給付金は、認定基準日時点で判断します。認定基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

Q 8 子どもは県内の高校に在学、保護者は県外に住んでいます。熊本県に申請できますか？

A 8 給付金の申請は、保護者等の住所がある都道府県に対して行います。
申請手続きの詳細については、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

熊本県奨学のための給付金交付申請書

熊本県教育長 様

令和7年 月 日

私は、以下の4点を確認したうえで、次のとおり奨学のための給付金を申請します。

- 1 この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- 2 この申請書に虚偽の記載があった場合は、熊本県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 3 私は熊本県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請は行っておりません。
- 4 この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

申請内容に該当するいずれかの□にレ点を付けてください。

申請区分	全学年選択可	新入生のみ選択可（年2回の申請が必要となります）
	□ 1年間分	□ 4月～6月分（前倒し給付）
		□ 7月～翌年3月分（前倒し給付を受給された方）
	□ 家計急変（　月から家計急変のため、別紙申立書を提出します。）	

ふりがな		高校生等との関係	□ 親権者 □ 未成年後見人
申請者氏名			□ 未成年後見人である里親 □ 主たる生計維持者 □ 生徒本人 □ その他（　　）
申請者住所	〒　　—	TEL	—　　—

【1 対象となる高校生等について】

ふりがな		生年月日	年　月　日		
氏　名			年	月	日
在学する学校	学校の名称	熊本県立小川工業高等学校		課程	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制
	学校の所在地	熊本　都道府 <small>県</small>	宇城　市區 <small>町村</small>	小川町北新田770番地	
過去の高等学校等における在学期間	令和　年　月　日～令和　年　月　日	学年	年	在学中に給付金を受給した回数	回
	学校名	年　月　日 ～　年　月　日	学校の種類・課程・学科	在学時に給付金を受給した回数	回
	学校名	年　月　日 ～　年　月　日	学校の種類・課程・学科	在学時に給付金を受給した回数	回

【2 生活保護（生業扶助）の受給状況について】

基準日現在の世帯の状況について該当する□にレ点を付けてください。

①	<input type="checkbox"/>	生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しているため、生活保護受給証明書を提出します。 →裏面【5 振込口座の届出】へ進んでください。
②	<input type="checkbox"/>	生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。 →裏面【3 保護者等の収入の状況について】へ進んでください。 (裏面も記入してください。)

【3 保護者等の収入の状況について】

(1) 次の者の所得確認書類を提出します。基準日現在で該当する□にレ点を付けてください。

①	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分 又は 生計維持者（両親）2名分（※）
※生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合		
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の所得確認書類を提出できない場合 等
未成年後見人（　）名分		
③	<input type="checkbox"/>	親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみ行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(2) 所得確認書類を提出する保護者等の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄

上記保護者等のその年の1月1日現在（前倒し申請の場合は、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には、□にレ点を付けてください。）

都道府県	市区町村
□ 日本国内に住所を有していない。	

都道府県	市区町村
□ 日本国内に住所を有していない。	

【4 扶養親族の状況について】

当該世帯に基準日現在、対象となる高校生等以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。

扶養親族の状況	対象生徒から 見た 兄・姉・ の他（　）	記入不要										備考
		□上記以外										
	兄・姉・ の他（　）											
	兄・姉・ の他（　）											
	兄・姉・ の他（　）											

【5 振込口座の届出】

口座振替払	金融機関名	銀行・農協 信用金庫 信用組合	支店名	本店		金融機関・支店コード
				支店・支所	出張所	
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号			フリガナ 口座名義

※振込口座が確認できる書類（通帳の表紙やキャッシュカード等のコピー）を添付してください。

※申請者以外の者の口座を指定する場合、委任状が必要です。

【認定欄】※県記入欄

交付決定額
円

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間にについても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により
親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきことと
された未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

- ロ (1)①に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
(1)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(1)④及び⑤並びに(2)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

- ハ (1)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等又はマイナンバーを添付してください。

- 二 (1)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等又はマイナンバーを添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族の状況について】の欄は、記入不要です。

留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

申請書の記入例（表）

必要事項の記入漏れ・添付書類の不足などがあると交付要件の確認ができず、給付金の交付が遅れることや交付できない場合があります。

熊本県奨学のための給付金交付申請		この申請書を記入した日付 (基準日以降)を記入してください。【必須】		
熊本県教育長様 令和 7 年 月 日				
私は、以下の4点を確認したうえで、次のとおり奨学のための給付金を申請します。				
<p>1 この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。 2 この申請書に虚偽の記載があった場合は、熊本県の求めに従いその全額を即時返還します。 3 私は熊本県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請は行っておりません。 4 この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。</p>				
申請内容に該当するいずれかの□にレ点を付けてください。				
申請区分	全学年選択可	新入生のみ選択可（年2回の申請が必要となります）		
	1年間分	4月～6月分（前倒し給付）		
		7月～翌年3月分（前倒し給付を受給された方）		
家計急変（□月から家計急変のため、別紙申立書を提出します。）				
ふりがな		申請者は、保護者等になります。 氏名・住所等を記入してください。		
申請者氏名	高校生等との関係		主たる主計維持者 その他（ ）	
申請者住所	〒 - TEL -			
【1 対象となる高校生等について】				
ふりがな		対象となる高校生等について記入してください。		
氏名		生年月日	年 月 日	
在学する学校	学校の名称	課程	全日制 通信制 定時制	
	学校の所在地	該当する課程にしてください。		
	在学期間	年 月 日～年 月 日	学年	年
過去の高等学校等における在学期間		学年	回	在学中に給付金を受給した回数
		校名	回	在学中に給付金を受給した回数
		校名	回	在学中に給付金を受給した回数
【2 生活保護（生業扶助）の受給状況について】				【重要】
基準日現在の世帯の状況について該当する□にレ点を付けて				基準日現在の生活保護の受給状況について、該当する項目に✓を付けてください。【必須】
		生活保護法（昭和25年法律第144号）第3条を受給しているため、生活保護受給証明書を提出		<生活保護を受給されている場合>
		生活保護法（昭和25年法律第144号）第3条は受給していません。		【添付書類】生業扶助受給証明書
				裏面【3 保証】
				（裏面も記入してください。）

申請書の記入例（裏）

【3 保護者等の収入の状況】

（1）次の者の所得確認書類

	親権者（両親） 生徒が在学中に用いられる場合は、親権者と同一のものと見なす。	保護者等について、該当する項目に✓を付けてください。【必須】 <u>保護者等については、高等学校等就学支援金の申請と同一の方となります。</u> 【添付書類】保護者等全員の課税証明書等又は個人番号カード（写）等貼付台紙
	親権者 1名分 ・離婚、死別等により親権者が 1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の 1人の所得確認書類を提出できない場合 等	
	未成年後見人（ ）名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。	
	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等	
	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等	

（2）所得確認書類を提出する保護者等の氏名及び生徒との続柄を記入し

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄	氏名 (ふりがな)

課税証明書等を添付する保護者等の
氏名・続柄を記入してください。【必須】

上記保護者等のその年の1月1日現在（前倒し申請の場合は、その前の1月1日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には、□にレ点を付けてください。）

都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
日本国内に住所を有していない。		日本国内に住所を有していない。	

【4 扶養親族の状況について】

当該世帯に基づき、対象となる高校生の扶養親族の状況について記入してください。
兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。 家計急変申請の場合は、申請者の扶養親族全員を記入してください。

扶養親族の状況	対象生徒か否か 見た	記入不要		備考
		兄・姉・その他（	兄・姉・その他（	
扶養親族の状況	兄・姉・その他（			
	兄・姉・その他（			
	兄・姉・その他（			

【5 振込口座の届出】

口座振替払	金融機関名	銀行・農協 信用金庫 信用組合	支店名	本店		金融機関・支店コード
				支店・支所	出張所	
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号			フリガナ

振込口座が確認できる書類（通帳の表紙等）
申請者以外の者の口座を指定する場合、

振込を希望する口座情報を記入してください。【必須】

【添付書類】通帳表紙又はキャッシュカードの写し等

<申請者以外の者の口座を指定する場合>

【添付書類】熊本県奨学のための給付金受領委任状

振込口座が確認できる書類を添付してください。

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）
が分かる通帳の表紙やキャッシュカードの写し

(必ず添付してください。)

添付書類の例

*振込口座が確認できる書類（例：ゆうちょ銀行の場合）

記号	番号
11960	1234561
おなまえ	
ショウガク ハナコ	
<p style="text-align: right;">株式会社 ゆうちょ銀行 (金融機関コード: 9900)</p> <p style="text-align: right;">通帳作成地 東京都千代田区霞が関1-3-2 株式会社ゆうちょ銀行</p> <p style="text-align: right;">印紙税申告納付につき謹町 販路署承認済</p>	
<p>通帳とお届け印とは、別々に保管してください。</p> <p>【通帳・カードを「盗難」または「紛失」された場合は、すぐにカード紛失センターにお問い合わせください。】 カード紛失センター 0120-794889</p>	
<p><input checked="" type="checkbox"/> 振替口座開設(〇はい) <input type="checkbox"/> 通常貯金ご利用の上限額 13,000,000円 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> キャッシュレス 代理人口カード <input checked="" type="checkbox"/> キャッシュレス</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 定額定期預金受け 固定等自動貸付:</p>	
<p>この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください</p> <p>【店名】一九八(読みイチキュウハチ) 【店番】198【預金種目】普通預金【口座番号】0123456</p>	

熊本県奨学のための給付金受領委任状

私は、下記 1 の者を代理人と定め、下記 2 に規定する事項を委任します。

記

1 代理人

本件委任に係る給付金につきましては、熊本県奨学のための給付金交付申請書で届け出た口座に振り込みいただきますようお願いします。

住 所

氏 名

2 委任事項

熊本県奨学のための給付金の受領に関する一切の権限

年 月 日

委任者

住 所

氏 名

受領委任状の記入例

振込口座に申請者以外の者の口座を指定する場合に提出してください。

熊本県奨学のための給付金受領委任状

私は、下記1の者を代理人と定め、下記2に規定する事項を委任します。

記

1 代理人

本件委任に係る給付金につきましては、熊本県奨学のための
請書で届け出た口座に振り込みいただきますようお願いしま

振込口座の名義人を記入して下さい。
(例) 生徒名義の口座を指定する場合は、生徒の氏名・住所を記入。

住 所 熊本市中央区水前寺 丁目 番 号
アパート××号

氏 名 奨学 花子

2 委任事項

熊本県奨学のための給付金の受領に関する一切の権限

令和 年 月 日

委任者

「熊本県奨学のための給付金交付申請書」の申請者を記入して下さい。

住 所 熊本市中央区水前寺 丁目 番 号
アパート××号

氏 名 奨学 太郎

個人番号カード(写)等貼付台紙

奨学のための給付金申請のため、保護者等の個人番号を 名分提出します。

個人番号カードの写し等を貼り付けた上で、**太枠**の箇所（個人番号提出人数、個人番号、氏名、生年月日）を手書きで記載してください。保護者等による代筆も可能です。

生 徒	学校名	
	学年	
	氏名	
個人番号		
<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>		
氏名		
保護 者 等	生年月日	
	昭和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
	課税地	
	その年の1月1日現在（前倒し給付を申請する場合は、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には、にレ点をつけてください。）	
都道府県 <input type="text"/> 市区町村 <input type="text"/>		
日本国内に住所を有していない。		
個人番号		
<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>		
氏名		
保護 者 等	生年月日	
	昭和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
	課税地	
	その年の1月1日現在（前倒し給付を申請する場合は、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には、にレ点をつけてください。）	
都道府県 <input type="text"/> 市区町村 <input type="text"/>		
日本国内に住所を有していない。		

保護者等の
個人番号カード（裏面）
写し貼付欄

通知カードは原則として使用できません。
ただし、注 に該当する場合は使用できます。

個人番号が記載されている面を上にして、
貼り付けてください。

保護者等の
個人番号カード（裏面）
写し貼付欄

通知カードは原則として使用できません。
ただし、注 に該当する場合は使用できます。

個人番号が記載されている面を上にして、
貼り付けてください。

注) 個人番号カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票又は住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。
通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続きが完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

印の欄は、学校設置者において記入してください。

学校受付日 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

熊本県奨学のための給付金 様式

マイナンバーでの申請をする場合は提出

調査等同意書

熊本県奨学のための給付金の申請手続き実施のために必要がある時は、下記の申請者保護者の課税情報について、熊本県教育委員会が官公庁に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が熊本県教育委員会に対し当該調査等に回答することに同意します。

なお本同意書は、同意書作成日以降、高等学校に在籍する間は、下記の住所、氏名に変更があった場合も、有効な旨併せて同意します。

年　月　日

熊本県教育委員会　　様

申請者保護者

住 所

生年月日　　年　　月　　日

氏 名

住 所

生年月日　　年　　月　　日

氏 名

記入例

調査等同意書

熊本県奨学のための給付金の申請手続き実施のために必要がある時は、下記の申請者保護者の課税情報について、熊本県教育委員会が官公庁に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が熊本県教育委員会に対し当該調査等に回答することに同意します。

なお本同意書は、同意書作成日以降、高等学校に在籍する間は、下記の住所、氏名に変更があった場合も、有効な旨併せて同意します。

熊本県教育委員会 様

令和 年 7 月 日

基準日以降の日付を記入

申請者保護者

住 所 熊本市中央区水前寺6-18-1

生年月日 1975年4月2日

氏 名 熊本 太郎

住 所 熊本市中央区水前寺6-18-1

生年月日 1974年8月1日

氏 名 熊本 花子

熊本県奨学のための給付金の申請生徒の
保護者等の全員の記入をお願いします。